

令和 5 年

第 3 回（5 月）河合町議会臨時会議案

令和 5 年 5 月 1 2 日

河 合 町

付 議 事 件

議案第 26 号 町長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第 27 号 町長の退職手当の特例に関する条例の制定について

議案第 28 号 河合町税条例の一部改正について

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度河合町一般会計補正予算)

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 5 年度河合町一般会計補正予算)

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町介護保険条例の一部改正)

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例の一部改正)

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第 26 号

町長の給与の特例に関する条例の制定について

町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第 9 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

町長の給与の特例に関する条例

令和5年6月1日から令和9年4月30日までの間における町長の給料月額、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年11月河合村条例第48号）別表の規定にかかわらず、同表の規定により定められた額から当該額に100分の30を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（特別職の職員の給与の特例に関する条例の廃止）

- 2 特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成31年3月河合町条例第7号）は、廃止する。

議案第 27 号

町長の退職手当の特例に関する条例の制定について

町長の退職手当の特例に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

町長の退職手当の特例に関する条例

令和５年６月１日から令和９年４月３０日までの間における町長の退職手当の算定における給料月額、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３１年１１月河合村条例第４８号）別表の規定にかかわらず、「８５０，０００円」を「０円」とする。

附 則

この条例は、令和５年６月１日から施行する。

議案第 28 号

河合町税条例の一部改正について

河合町税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和 2 9 年 4 月河合村条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 2 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号)第 1 条第 1 項第 1 3 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 2 条 この条例は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

令和 4 年度河合町一般会計補正予算（第 1 1 号）について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

河合町長 清 原 和 人

承認第1号

令和4年度

河合町一般会計補正予算

(第11号)

河合町

令和4年度河合町一般会計補正予算（第11号）

令和4年度河合町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,084,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 5年 3月31日 専決

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 1, 319, 979	千円 △400	千円 1, 319, 579
	2 国庫補助金	764, 722	△400	764, 322
22 町債		649, 012	10, 500	659, 512
	1 町債	649, 012	10, 500	659, 512
歳 入 合 計		8, 074, 247	10, 100	8, 084, 347

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,639,601	千円 △10,194	千円 1,629,407
	1 総務管理費	1,483,316	△10,194	1,473,122
3 民生費		2,475,501	△400	2,475,101
	2 児童福祉費	745,877	△400	745,477
4 衛生費		844,164	20,694	864,858
	1 保健衛生費	277,355	20,694	298,049
	2 清掃費	566,809	0	566,809
歳 出 合 計		8,074,247	10,100	8,084,347

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	通園バス安全装置設置事業	400	通園バス安全装置設置事業	0
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	14,193	道路メンテナンス事業	4,123
	3 河川費	緊急内水対策事業	401,896	緊急内水対策事業	401,895
合計			486,489		476,018

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2. 清掃工場整備 事業債	57,600	普通貸借 又は 証券発行	年8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者との協 定による。 但し、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し若しくは 繰上償還又は 低利に借換え することができる。	68,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合計	649,012				659,512			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 1,319,979	千円 △400	千円 1,319,579
22 町債	649,012	10,500	659,512
歳入合計	8,074,247	10,100	8,084,347

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 1,639,601	千円 △10,194	千円 1,629,407
3 民生費	2,475,501	△400	2,475,101
4 衛生費	844,164	20,694	864,858
歳 出 合 計	8,074,247	10,100	8,084,347

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 △10,194
△400			
	10,500		10,194
△400	10,500		

2 歳 入

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 民生費国庫補助金	千円 154,638	千円 △400	千円 154,238
計	764,722	△400	764,322

(款) 2 2 町債

(項) 1 町債

3 衛生債	57,600	10,500	68,100
計	649,012	10,500	659,512

節		説 明
区 分	金 額	
8 子ども・子育て支援事業費補助金	千円 △400	子ども・子育て支援事業費補助金 千円 △400

3 清掃工場整備事業債	10,500	清掃工場整備事業 10,500

1 5 款 国庫支出金 2 2 款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 財政調整基金費	千円 418,611	千円 △10,546	千円 408,065	千円	千円	千円	千円 △10,546
30 新型コロナウイルス感染症対策基金費	1	352	353				352
計	1,483,316	△10,194	1,473,122				△10,194

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

6 こども園費	181,080	△400	180,680	△400			0
計	745,877	△400	745,477	△400			0

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	151,266	20,694	171,960				20,694
計	277,355	20,694	298,049				20,694

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	千円 △10,546	01 財政調整基金費	千円 △10,546
1 積立金	△10,546	24 積立金 積立金	△10,546 △10,546
24 積立金	352	01 新型コロナウイルス感染症対策基金費	352
1 積立金	352	24 積立金 積立金	352 352

17 備品購入費	△400	01 こども園運営費	△400
1 備品購入費	△400	17 備品購入費 備品購入費 ・通園バス安全装置	△400 △400 △400

22 償還金、利子及び割引料	20,694	21 新型コロナワクチン接種費国庫負担金及び国庫補助金 精算費	20,694
1 償還金	20,694	22 償還金、利子及び割引料 償還金	20,694 20,694

2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	千円 403,411	千円 0	千円 403,411	千円	千円 10,500	千円	千円 △10,500
計	566,809	0	566,809		10,500		△10,500

節・細節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源補正 千円

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

承認第2号

令和5年度

河合町一般会計補正予算

(第1号)

河合町

令和5年度河合町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度河合町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 26,343千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,756,343千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 4月14日 専決

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		千円 662,134	千円 26,343	千円 688,477
	1 国庫負担金	499,116	14,069	513,185
	2 国庫補助金	158,003	12,274	170,277
歳 入 合 計		7,730,000	26,343	7,756,343

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費		千円 2,431,359	千円 350	千円 2,431,709
	2 児童福祉費	728,478	350	728,828
4 衛生費		859,586	25,993	885,579
	1 保健衛生費	210,288	25,993	236,281
歳 出 合 計		7,730,000	26,343	7,756,343

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 662,134	千円 26,343	千円 688,477
歳 入 合 計	7,730,000	26,343	7,756,343

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 民生費	千円 2,431,359	千円 350	千円 2,431,709
4 衛生費	859,586	25,993	885,579
歳 出 合 計	7,730,000	26,343	7,756,343

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 350	千円	千円	千円
25,993			
26,343			

2 歳 入

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 衛生費国庫負担金	千円 0	千円 14,069	千円 14,069
計	499,116	14,069	513,185

(款) 1 5 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 民生費国庫補助金	31,964	350	32,314
2 衛生費国庫補助金	563	11,924	12,487
計	158,003	12,274	170,277

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	千円 14,069	新型コロナワクチン追加接種費（R5国庫負担金） 千円 14,069

2 児童福祉費補助金	350	保育対策総合支援事業費補助金 350
1 保健衛生費補助金	11,924	新型コロナワクチン追加接種費（R5国庫補助金） 11,924

1 5 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 こども園費	千円 193,936	千円 350	千円 194,286	千円 350	千円	千円	千円 0
計	728,478	350	728,828	350			0

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	71,009	25,993	97,002	25,993			0
-------	--------	--------	--------	--------	--	--	---

節・細節		説	明
区 分	金 額		
17 備品購入費	千円 350	01 こども園運営費	千円 350
1 備品購入費	350	17 備品購入費	350
		備品購入費	350
		・通園バス安全装置	350

1 報酬	3,146	22 新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費(R5国庫補助金)	11,924
3 会計年度任用職員報酬	3,146	1 報酬	3,146
		会計年度任用職員報酬	3,146
3 職員手当等	1,207	3 職員手当等	1,207
		時間外勤務手当	260
3 時間外勤務手当	260	管理職員特別勤務手当	50
18 管理職員特別勤務手当	50	会計年度任用職員期末手当	755
24 会計年度任用職員期末手当	755	会計年度任用職員費用弁償	142
26 会計年度任用職員費用弁償	142	4 共済費	653
4 共済費	653	一般職共済組合負担金	653
3 一般職共済組合負担金	653	7 報償費	3,350
7 報償費	4,394	報償費	3,350
1 報償費	4,394	10 需用費	1,145
		消耗品費	100
		食糧費	20
		印刷製本費	1,000
		医薬材料費	25
		11 役務費	1,360
		通信運搬費	730
		手数料	530
		保険料	100
		12 委託料	1,063
		その他	1,063
		・案内業務	611
		・システム改修	412
		・手話通訳	30
		・医療廃棄	10

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	210,288	25,993	236,281	25,993			0

節・細節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 1,145	23 新型コロナウイルスワクチン追加接種事業費 (R5国庫負担金) 千円 14,069
1 消耗品費	100	7 報償費 1,044 報償費 1,044
3 食糧費	20	12 委託料 13,025 その他 13,025
4 印刷製本費	1,000	・ 個別接種費 13,025
9 医薬材料費	25	
11 役務費	1,360	
1 通信運搬費	730	
4 手数料	530	
6 保険料	100	
12 委託料	14,088	
5 その他	14,088	

4 款 衛生費

専 決 処 分 書

令和5年度河合町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 5年 4月14日

河合町長 清 原 和 人

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 5年 3月15日

河合町長 清 原 和 人

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和35年7月河合村条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間」を「令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月1日以降」に改め、「（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 5年 5月12日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町介護保険条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 5年 3月15日

河合町長 清 原 和 人

河合町介護保険条例の一部を改正する条例

河合町介護保険条例（平成12年3月河合町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間」を「令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月1日以降」に改め、「（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 5年 3月 31日

河合町長 清 原 和 人

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年8月河合村条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「課長、園長」を「課長、館長、園長」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 5年 5月12日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 5年 3月 31日

河合町長 清 原 和 人

河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和２９年４月河合村条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第４６条中「第５号の１５様式」の次に「又は第５号の１５の２様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第４８条第１項及び第５項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加える。

第５０条第１項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に改める。

第９８条第１項及び第５項並びに第１０１条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「又は第３４号の２の５の２様式」を加える。

附則第８条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第１５項」を「附則第１５条第１４項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２２項」を「附則第１５条第２１項」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２３項第３号」を「附則第１５条第２２項第３号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２６項第３

号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中、「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の河合町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 第1条の規定による改正後の河合町税条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 5 年 5 月 12 日

河合町長 森 川 喜 之

専 決 処 分 書

河合町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 5年 3月 31日

河合町長 清 原 和 人

河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険税条例（昭和３５年７月河合村条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「第８期 ２月１日から同月２８日まで」を「第８期 ２月１日から同月末日まで」に改める。

第２３条第１項第２号中「２８５，０００円」を「２９０，０００円」に改め、同項第３号中「５２０，０００円」を「５３５，０００円」に改める。

第２３条の２中「第２４条の２」を「第２４条の２第１項」に改める。

第２４条の２第２項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第１９条第３項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第２項中「第２３条第１項」を「第２３条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

附則第３項、第４項、第６項から第９項まで、第１２項及び第１３項中「第２３条第１項の」を「第２３条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の河合町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。